

歴史まちづくり

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室

本日お話しする内容

- 1 . 歴史まちづくりの系譜
- 2 . 歴史まちづくり法のしくみ
- 3 . 歴史的風致維持向上計画の内容
- 4 . 歴史的風致維持向上計画に関する
特例措置・支援措置
- 5 . 歴史的風致維持向上計画の認定事例と
計画に基づく取組の実施状況
- 6 . 歴史まちづくりの最新の動き

1 . 歴史まちづくりの系譜

歴史まちづくりに関するあゆみ（明治～戦前）

1900



大正8(1919)

旧・都市計画法(風致地区)

大正8(1919)

市街地建築物法(美観地区)

都市美運動の
興隆と衰退

明治6(1873)

太政官布達

(公園制度の始まり)

皇居周辺

明治44(1911)

広告物取締法

明治30(1897)

古社寺保存法

昭和4(1929)

国宝保存法

明治4(1871)

古器旧物保存方

大正8(1919)

史跡名勝天然紀念物保存法

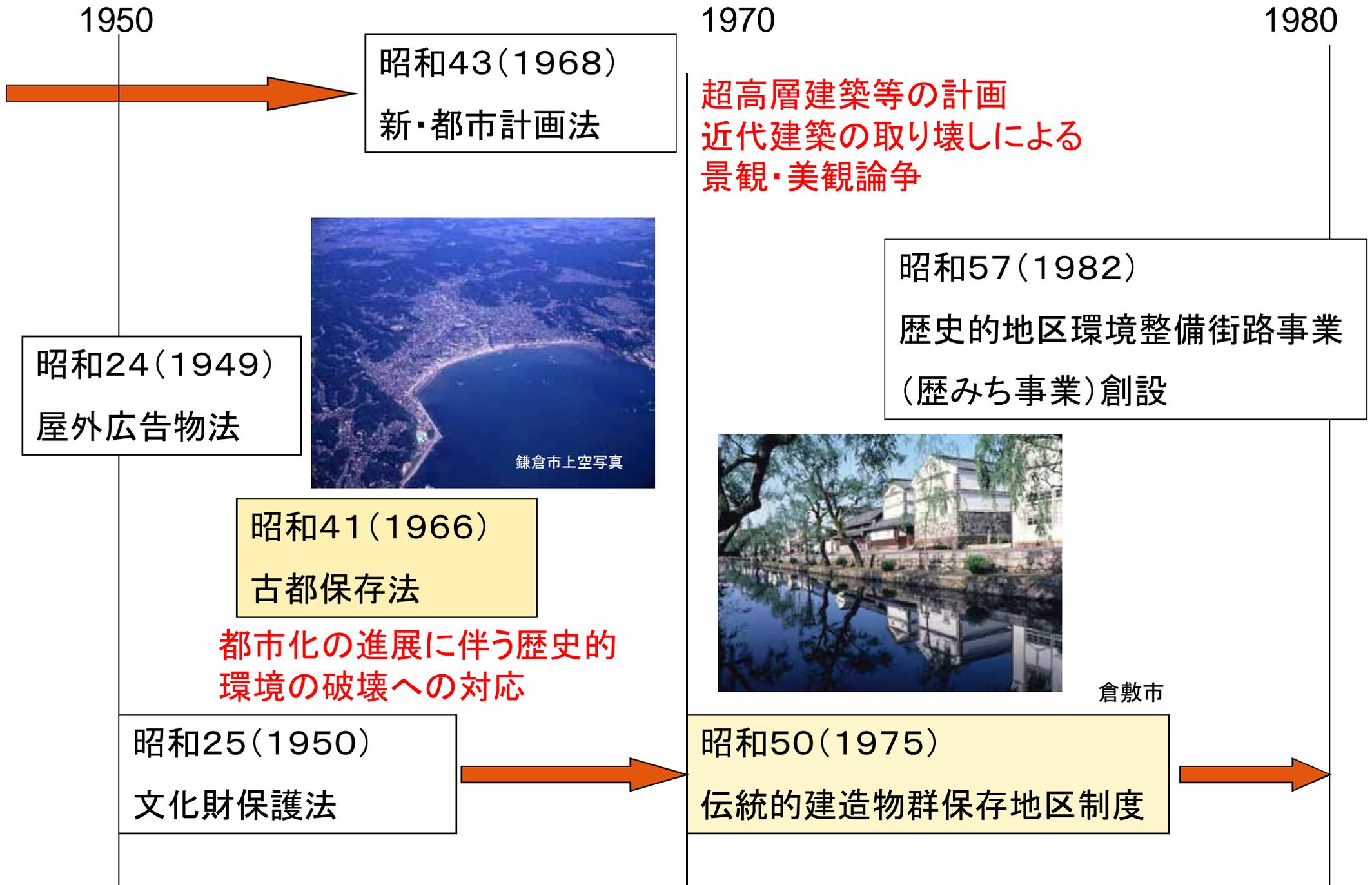
古来の建築物、史跡、
天然記念物等の急速な
破壊等への対応



清水寺

1945

歴史まちづくりに関するあゆみ（戦後）



歴史まちづくりに関するあゆみ（平成）

1990

2000

2008

平成15(2003)

美しい国づくり政策大綱

平成16(2004)

まちづくり交付金創設



豊後高田市



近江八幡市

先導的なモデル事業の
展開と蓄積

平成4(1992)

世界遺産における
文化的景観概念

平成16(2004)

景観・緑三法

平成20(2008)

歴史まちづくり法

平成8(1996)

登録文化財制度

平成16(2004)

文化的景観制度

地域に根ざした景観・
歴史まちづくりの展開へ

2 . 歴史まちづくり法のしくみ

(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

歴史的風致が失われる現状

我が国には、歴史上価値の高い神社、寺院、城跡等の国民共有の文化的な資産及びその周辺の歴史的な建造物と、そこで営まれる工芸品の製造販売や祭礼行事など、地域の歴史・文化を反映しつつ営まれることにより、形成される風情、情緒、たたずまいといった良好な環境(歴史的風致)が存在



しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足等により、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつある。

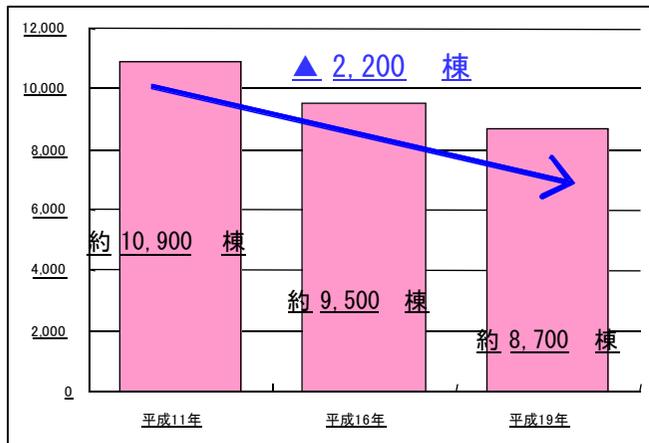
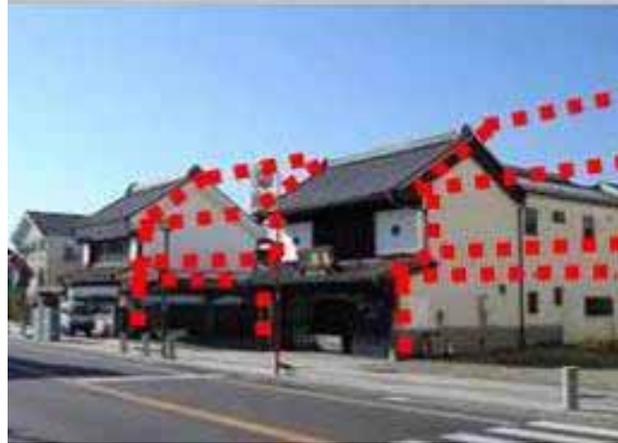


図1 金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟(全体の約20%)の歴史的な建造物が失われている。

※出典:金沢市資産税課(H19)

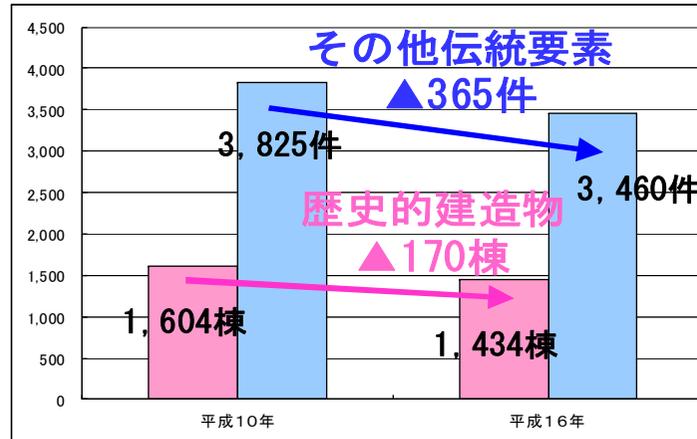


図2 萩市旧城下町地区の例

6年間に170棟(約10.6%)の歴史的な建造物が失われ、その他伝統要素(塀、垣等)では、365件(約10%)が失われている。※調査:九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門(H16)

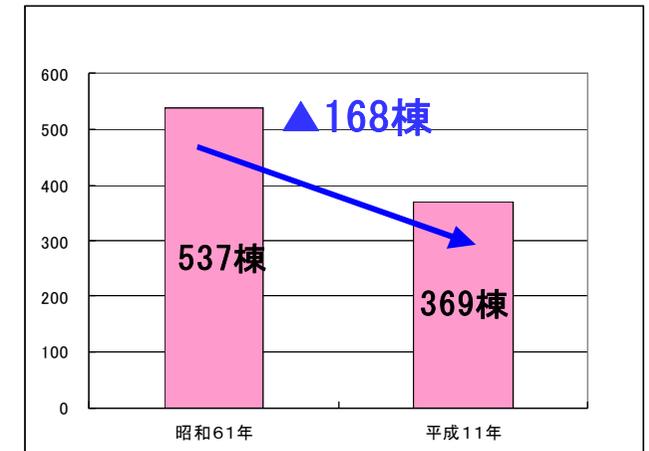


図3 台東区の例

13年間に、168棟(約31.3%)の住宅・店舗兼住宅などの戦前の住まいが失われている。

※調査:東京芸術大学・台東区(H14)

国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言



文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言

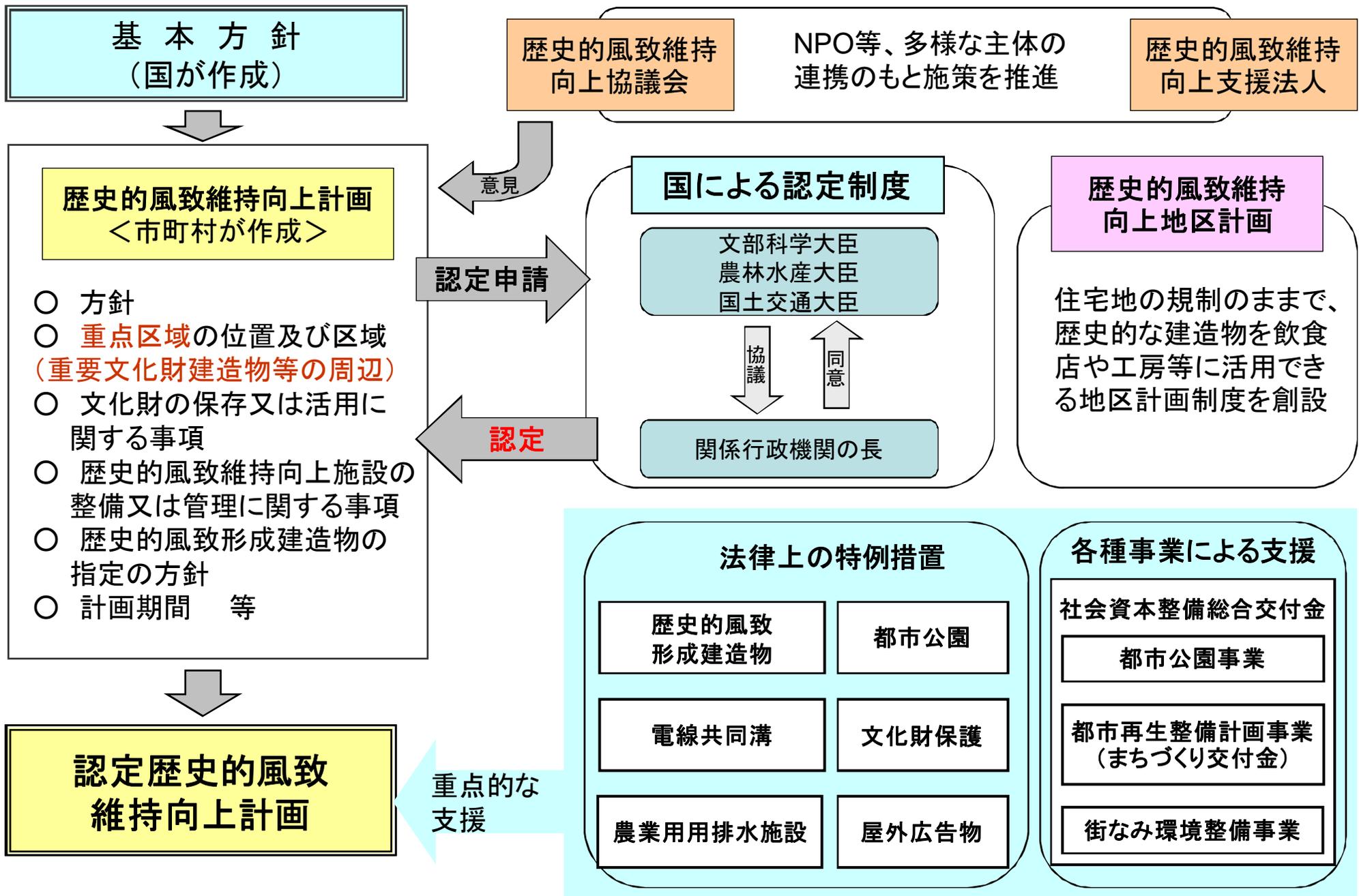
社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

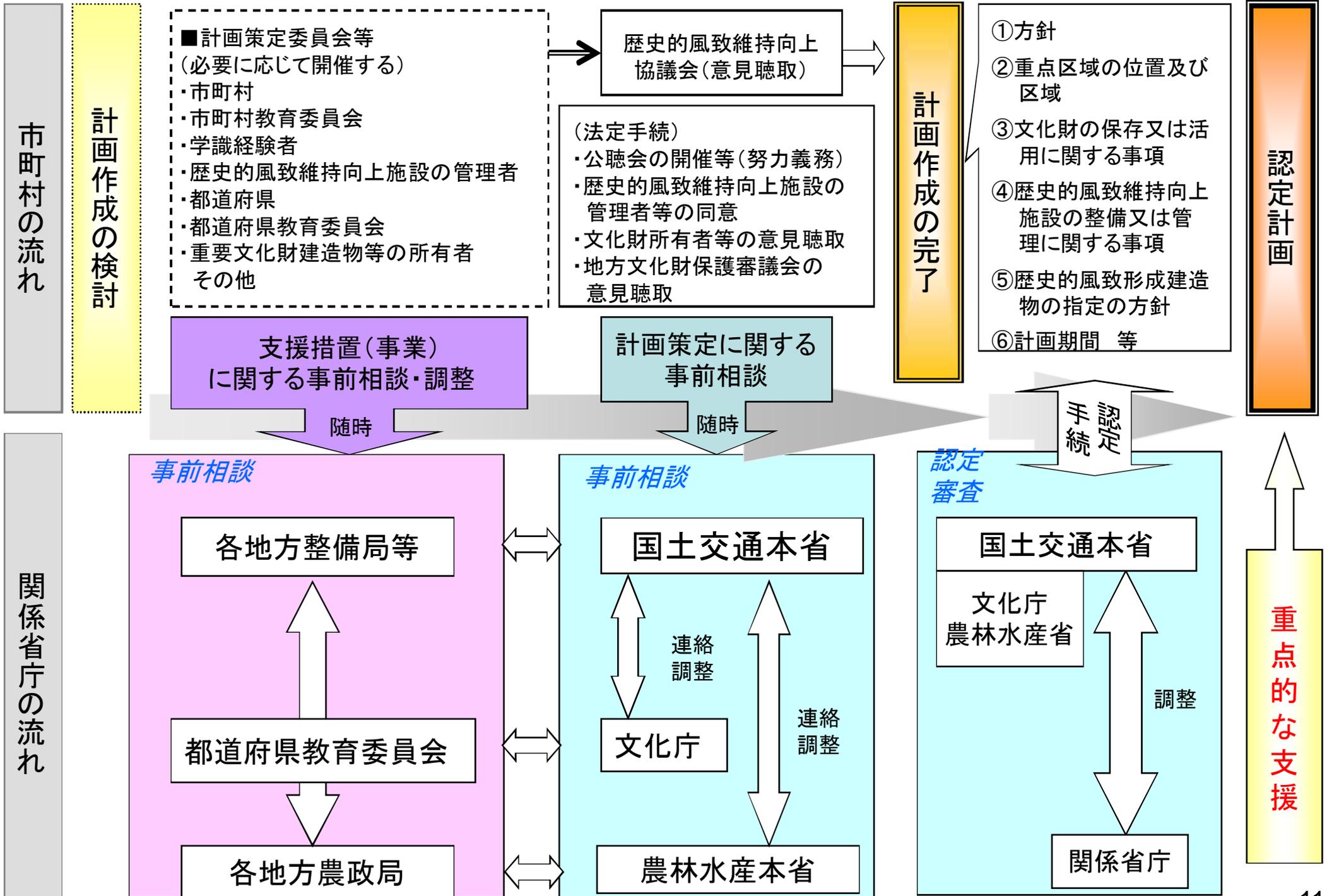
文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

歴史的まちづくり法の概要



歴史的風致維持向上計画の認定の流れ

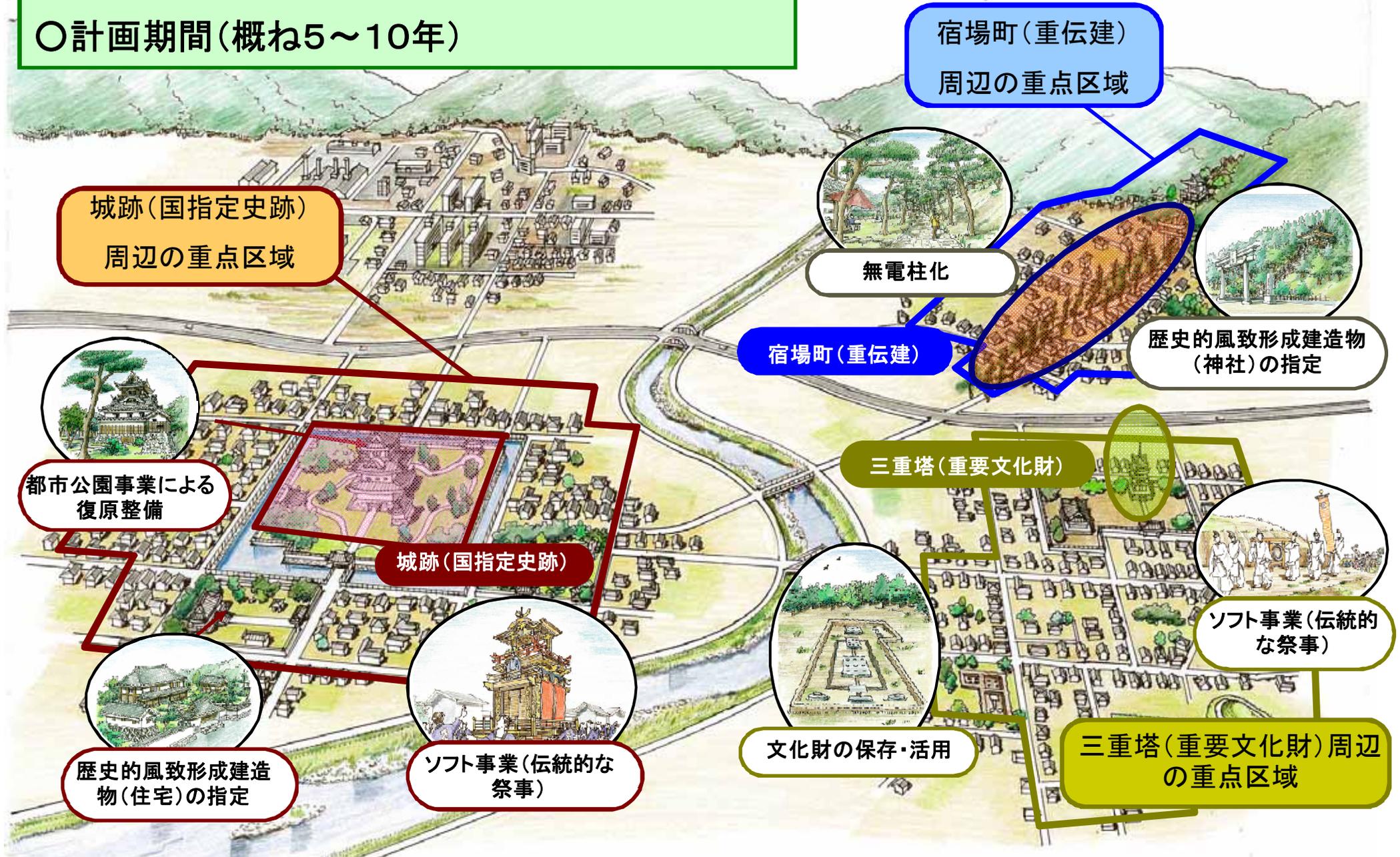


3 . 歴史的風致維持向上計画の内容

歴史的風致維持向上計画のイメージ

○歴史的風致維持向上に関する基本的な方針

○計画期間(概ね5~10年)



「歴史的風致」とは

○法律における定義(歴史まちづくり法第1条)

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」

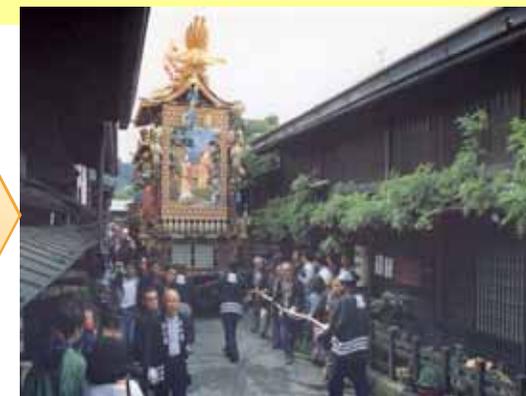
歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」=人々の営み

2. その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」

一体となって形成された**良好な市街地の環境**

単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでは歴史的風致とは言えず、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成される。



三町重要伝統的建造物群保存地区と高山祭(岐阜県高山市)

歴史的風致の図示

○歴史的風致は、「人々の活動」が特定され、当該活動が行われる場としての「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」が必ずあることから、文章や写真で表すのみならず、図面に具体的に落とし込むことが可能であり、また図面に落とすことがまちづくりとの連携上不可欠。



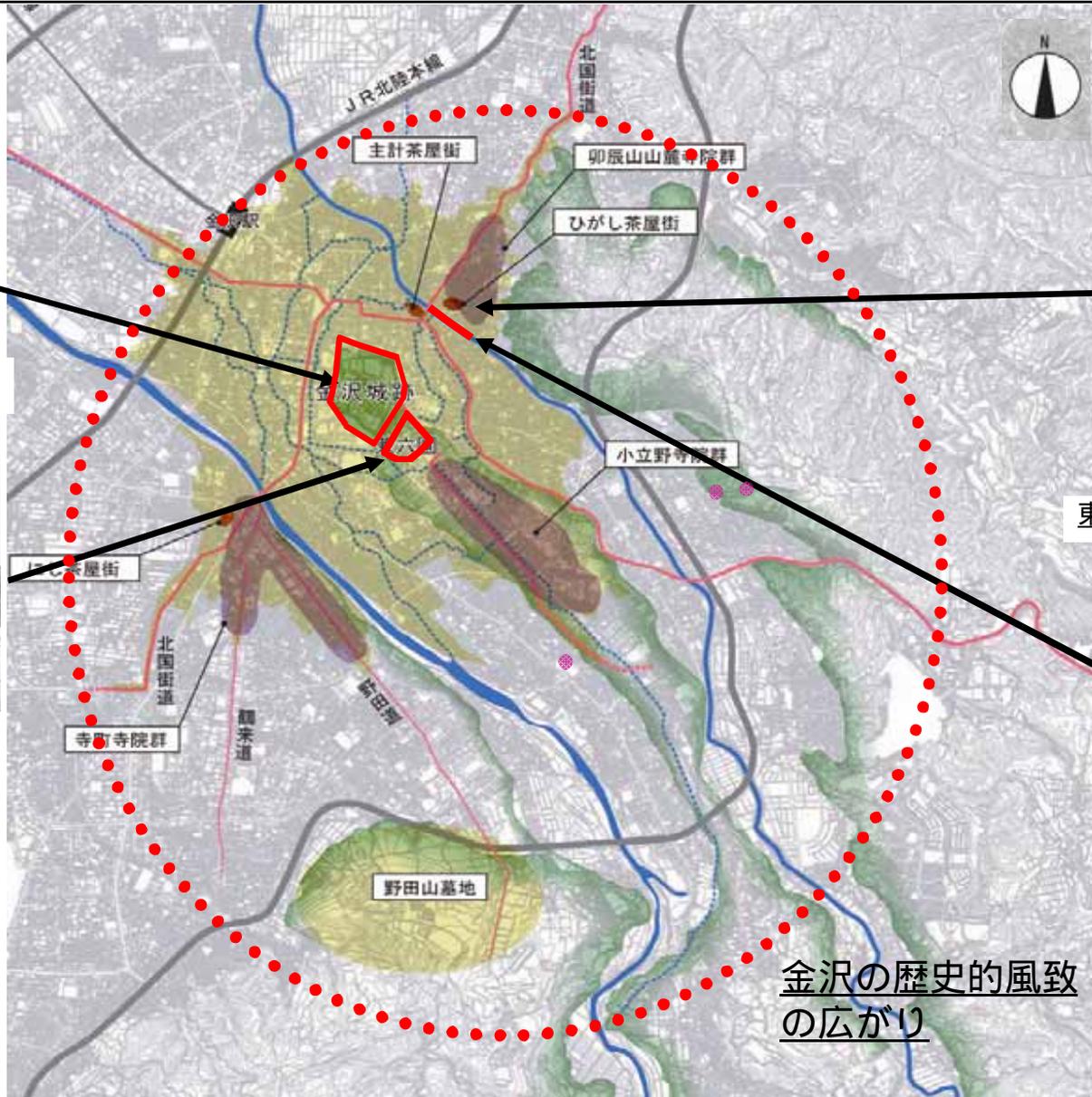
金沢城跡（国指定史跡）新能



兼六園（特別名勝）雪つり



茶会（茶室）市全域に広く分布



金沢の歴史的風致の広がり



東山ひがし（茶屋街）加賀鳶



友禅流し（浅野川）

歴史的風致の維持及び向上に関する課題の分析

○設定した歴史的風致の維持及び向上に関して、現状を分析し、課題を具体的に整理する。できるだけ写真やグラフ、またアンケート結果などデータを用い、客観的に記述する。

○金沢市における課題の例



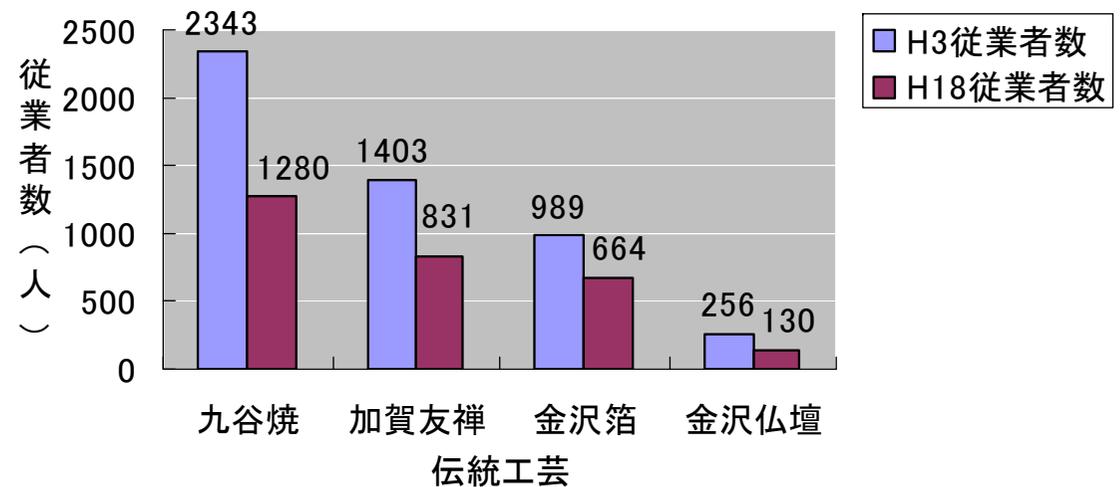
歴史的街並みの景観を阻害する電線類



戦前建築物の喪失



街並みの不連続



伝統産業の担い手の減少

歴史的風致の維持及び向上に関する方針の検討

- 歴史的風致の維持及び向上に関する課題について、具体的な対応策を記載する。
- 市町村総合計画、都市計画マスタープランなどの他の行政計画との整合がポイント。

【課題】

-)歴史的建造物に関する課題
-)歴史的街並みに関する課題
-)まちづくりとの連携に関する課題
-)伝統文化及び工芸技術に関する課題

【基本方針】

- i)多様な歴史的建造物の積極的な保存と活用を図る。
- ii)歴史的な街並みを保全し、周辺環境の調和を図る。
- iii)まちづくりと連携して文化財等の周辺環境を一体として保全を図る。
- iv)伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、育成を図る。

【実施主体】

- i)文化財等の所有者
又は管理者等の役割
- ii)市民・民間事業者等の役割
- iii)行政の役割

【実現のための方策】

- i)歴史的建造物の新たな価値付け
- ii)既存保護制度の継続と拡充
- iii)歴史的風致を活用したまちづくりの推進
- iv)まちづくりと連携した歴史的風致の保全
- v)市民・行政協働による伝統文化・工芸技術の継承・育成

本市は金沢の歴史的風致を貴重な都市資産と位置付け、その保存、活用、整備を行うことにより都市の個性と魅力を高め、交流人口を増やし、活性化を図ることを行政の大きな柱のひとつとしている。

歴史的風致維持向上計画を作成し、計画に基づき歴史的風致の維持及び向上を図ることは、本市の目指す都市構想の実現に高い効果が得られる施策といえる。



■ ■ ■ 歴史的風致の維持及び向上 ■ ■ ■

金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針と実現方策

重点区域の設定

- 市町村が計画を作成するに当たり、重点区域は必ず設定する必要がある
- 重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、法律上の要件がある。

重点区域の要件

- 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
- ・文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物(以下「重要文化財建造物等」という。)の用に供される土地
 - ・文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

重点区域の核としての文化財



重要文化財の建造物
建造物で我が国にとって歴史上
又は芸術上価値の高いもの

重要文化財松江城
(島根県松江市)



伝統的建造物群
周囲の環境と一体をなして歴史的
風致を形成している伝統的な建造
物群で価値の高いもの

重要伝統的建造物群保存地区
東山ひがし地区(石川県金沢市)



史跡の建造物
古墳、城跡、旧宅等の遺跡で
我が国にとって歴史上又は学
術上価値の高いもの

特別史跡太宰府跡
(福岡県太宰府市)



名勝の建造物
庭園、橋梁などの名勝地で我が国
にとって芸術上又は観賞上価値の
高いもの

特別名勝毛越寺
(岩手県平泉町)

文化財の保存・活用

○市町村全体に関して文化財保護の方針を記載し、重点区域内に関して具体的な計画・事業を記載する。

○文化財の保存活用

- ・高山市歴史文化基本構想および保存活用計画の策定

○文化財の修理

- ・伝建地区保存事業
- ・高山祭屋台保存修理事業 等



高山祭屋台保存修理事業

○文化財の保存活用施設

- ・旧矢嶋邸跡地等整備事業 等



伝建地区保存事業

○文化財の周辺環境保全

- ・伝建地区無電柱化
- ・担い手、保存組織育成 等

○文化財の防災

- ・土蔵修理補助、防災設備設置助成
- ・屋台防災施設修理 等



土器づくり講座

○文化財の保存活用の普及啓発

- ・啓発事業、施設公開 等

○埋蔵文化財文化財の取扱

- ・試掘、立会調査 等



伝建地区の自主防災組織による防火訓練

○文化財の保存活用に関わる各種団体の状況

歴史的風致維持向上施設の整備・管理

- 歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、道路、河川その他の土木施設等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなども幅広く含まれる。
- 事業の名称、整備主体、活用する国の支援事業の名称、事業期間、事業の概要、事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由などを記載する。



都市公園



道路



河川・水路



農業用排水路



緑地



博物館



案内板



歴史的建造物

歴史的風致維持向上に寄与する公共施設等を幅広く位置づけることが可能。

歴史的風致維持向上施設の整備・管理（ソフト事業）

○歴史的風致維持向上施設の整備・管理に係る事項として、歴史的風致形成建造物等の適切な保存活用に向けた仕組みの検討・整備、伝統行事などの祭事の実施などのソフト事業を記載することができる。



高山市（祭礼復興事業）

重要無形民俗文化財である高山祭を伝統的な様式に復元するため、関係機関と連携を図りながら、重点区域の文化性の根幹である高山祭の屋台行列の祭礼次第の整理、記録等を行ない、また祭礼衣装等については計画的に整備を行う。

歴史的風致形成建造物

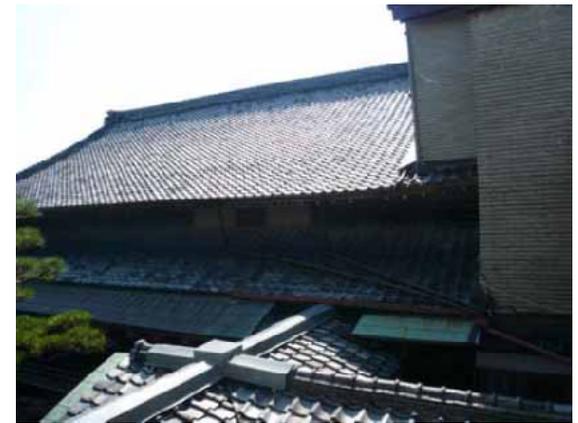
- 市町村は、歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定することができ、計画にはその候補となる建造物を記載する。
- 歴史的風致形成建造物に指定されると、建造物の所有者に管理義務や増築等に関する届出義務が生じるが、所有者は管理・修理に関して文化庁の技術的指導を求めることができる。



佐々木邸(京都市)



大谷忠吉本店(白陽酒造)建造物群(福島県白河市)



上七軒歌舞練場(京都市)



八出天満宮本殿(岡山県津山市)



津山城宮川門跡石垣(岡山県津山市)



金沢城惣構跡 西内惣構跡(石川県金沢市)

歴史的風致形成建造物の指定例

1. 歴史的風致を法に照らして定めることにより、市町村の歴史まちづくりの方針が定まること

- ◆ 有形・無形の歴史的資産が一体となった概念である歴史的風致を市町村が設定し、市の総合計画や課題に照らして方針を定めることで、様々な類型の文化財行政や都市計画・まちづくり行政が総合的に連携するための、歴史まちづくりのよりどころが示される。

2. 歴史まちづくりの方針に従い、関係者の連携の下、年次計画として各種施策、事業が着実に進められること

- ◆ 庁内体制が整備されるとともに、県や学識経験者からなる法定協議会での意見聴取や、パブリックコメント等の手続きにより広く市民の理解を得つつ、財政計画とも調和した年次計画として、着実に規制措置や事業が実施される。

3. 国が計画を審査し認定することにより、計画の質が担保され、さらに財政上の裏付けが与えられること

- ◆ 文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省で認定の手続きを行うことから、第三者としてのチェックがなされるため一定の計画の質が担保されるとともに、認定計画に基づく取組については予算上の特例等で支援することにより、一定の財政上の裏付けも与えられることから、財政制約下において計画の実現可能性が高まる。

4 . 歴史的風致維持向上計画に関する 特例措置・支援措置

認定歴史的風致維持向上計画に対する法律上の特別措置

○認定市町村等に対する事務権限の委譲

●文化財保護法に係る事務【文化財保護法】

計画を実施する上で必要となる一定の事務(重要文化財建造物等に係る現状変更の許可等)について、認定町村の教育委員会が実施することが可能

●都市公園の整備・管理【都市公園法】

重点区域内の都道府県の管理する都市公園における、都市公園の維持又は公園施設の新設、改築等であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、認定市町村は当該事項を実施するとともに、そのために必要な公園管理者の権限を代行することが可能。

●特別緑地保全地区の行為制限に係る事務【都市緑地法】

重点区域内の特別緑地保全地区における許可事務、損失補償、土地の買入れ等の行為制限に関する事務について、認定市町村が実施することが可能。

●屋外広告物法に基づく条例の制定【屋外広告物法】

屋外広告物法に基づく条例制定等に関する事務について、認定市町村が実施することが可能。

●農業用排水施設の管理【土地改良法】

計画に記載された農業用排水施設について、管理の全部又は一部を歴史的風致維持向上支援法人に委託することが可能。

○歴史的風致の維持向上に資する特例措置

●農用区域内における開発行為の許可【農振法】

計画に位置付けられた農業用排水施設の存する農用区域内での増改築等の開発行為について、当該農業用排水施設が形成している歴史的風致の維持及び向上に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は許可しない。

●市街化調整区域における開発行為の許可【都市計画法】

計画に位置付けられた歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする市街化調整区域における開発行為等については、立地に係る開発行為等の基準に適合することみなし、開発行為等を行うにあたり必要な手続きを簡素化。

●路外駐車場の都市公園占用【駐車場法、都市公園法】

計画に位置づけられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置づけるとともに、駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合には、「地下駐車場整備計画概要」として公園管理者の同意を得ることを義務づけ、当該駐車場については都市公園の地下の占用許可の特例を認める。

●電線共同溝を整備すべき道路の指定【電線共同溝法】

計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能。

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに関する主な事業

①社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)



協議会活動、建造物の修景、地区公共施設の整備等について、総合的に支援
歴史的風致形成建造物の買取・復原等も支援



城址・城郭(国指定史跡・重要文化財)

②社会資本整備総合交付金(都市公園事業)



史跡、城跡、旧宅等の復原が補助対象に

歴史まちづくりを重点的に進める区域(重点区域)

③社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)



交付率上限を現行40%から45%に



大名庭園(国指定名勝)

コアとなる国指定文化財等
歴史的風致形成建造物

認定計画と連携した支援措置の特例に関する資料はHPに掲載中

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000002.html

社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援

認定歴史的風致維持向上計画に基づき指定する歴史的風致形成建造物等の保全・活用を支援することにより、良好な街なみの維持・再生を推進する。

住宅等の外観の修景



集会所等の生活環境施設の整備



地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



電線の地中化



歴史的風致形成建造物等の保全・活用に対する支援

歴史的風致形成建造物の買取費・移設費・修理費、復原費

交付率

【直接補助】1/2

【間接補助】事業主体の補助に要する費用の1/2又は補助事業費の1/3のいずれか低い額



社会資本整備総合交付金(都市公園事業)による支援

地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援する。



復元された金沢城公園の河北門

○補助対象者

- ・ 地方公共団体（歴史まちづくり法第25条に基づき公園施設の整備を行う認定市町村、及び公園管理者の許可を受けて都市公園内に施設整備する公園管理者以外の地方公共団体を含む）【直接補助】
- ・ 公園管理者の許可を受けて都市公園内に施設整備する歴史的風致維持向上支援法人【間接補助】

○交付率

【直接補助】施設 1 / 2、用地 1 / 3

【間接補助】地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の 1 / 2 又は、当該施設の整備に要する全体費用の 1 / 3 のいずれか低い額

■古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものが補助対象となる。

(歴史まちづくり法第5条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第5条第2項第3号ロに掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。)

社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)による支援

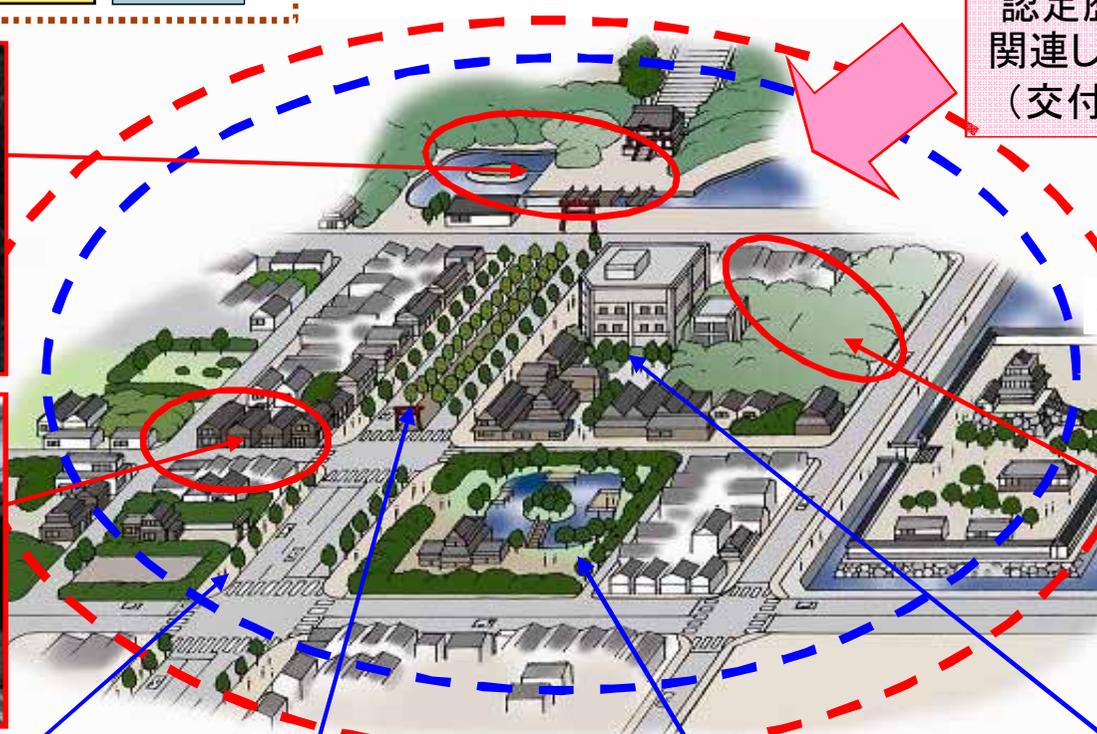
次世代に継承すべき歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、認定歴史的風致維持向上計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)の基幹事業への古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設の追加、交付率の上限を現行の40%から45%に嵩上げする等の措置が適用。

※凡例

基幹事業(追加)

基幹事業

提案事業



認定歴史的風致維持向上計画に関連した都市再生への支援を強化
(交付率上限45%(通常40%))

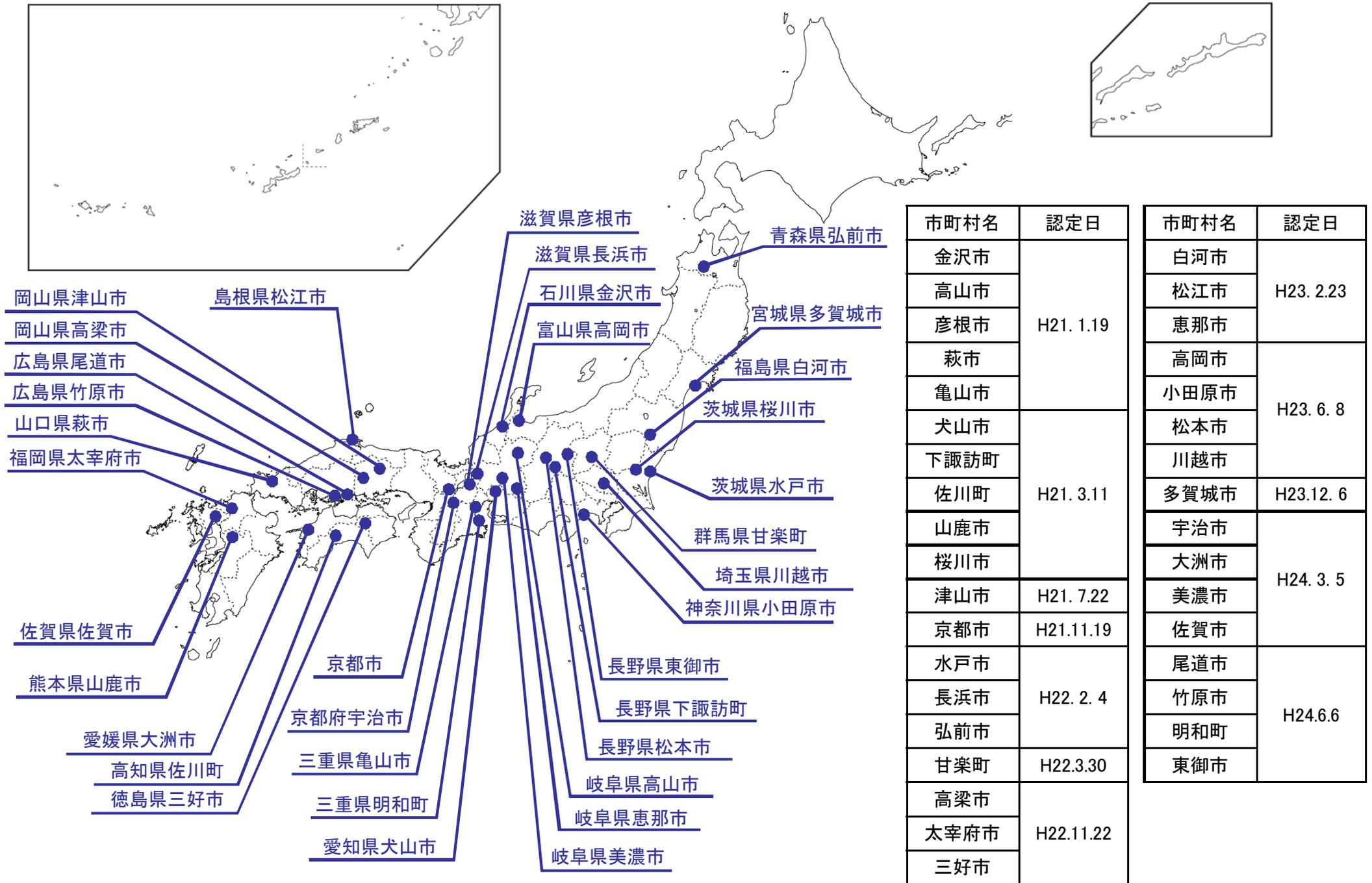
認定歴史的風致維持向上
計画重点区域

都市再生整備計画区域



5 . 歴史的風致維持向上計画の認定事例と 計画に基づく取組の実施状況

歴史的風致維持向上計画の認定状況



市町村名	認定日
金沢市	H21. 1.19
高山市	
彦根市	
萩市	
亀山市	H21. 3.11
犬山市	
下諏訪町	
佐川町	
山鹿市	H21. 7.22
桜川市	
津山市	
京都市	H21.11.19
水戸市	H22. 2. 4
長浜市	
弘前市	H22.3.30
甘楽町	
高梁市	H22.11.22
太宰府市	
三好市	

市町村名	認定日
白河市	H23. 2.23
松江市	
恵那市	
高岡市	H23. 6. 8
小田原市	
松本市	
川越市	H23.12. 6
多賀城市	
宇治市	H24. 3. 5
大洲市	
美濃市	
佐賀市	
尾道市	
竹原市	H24.6.6
明和町	
東御市	

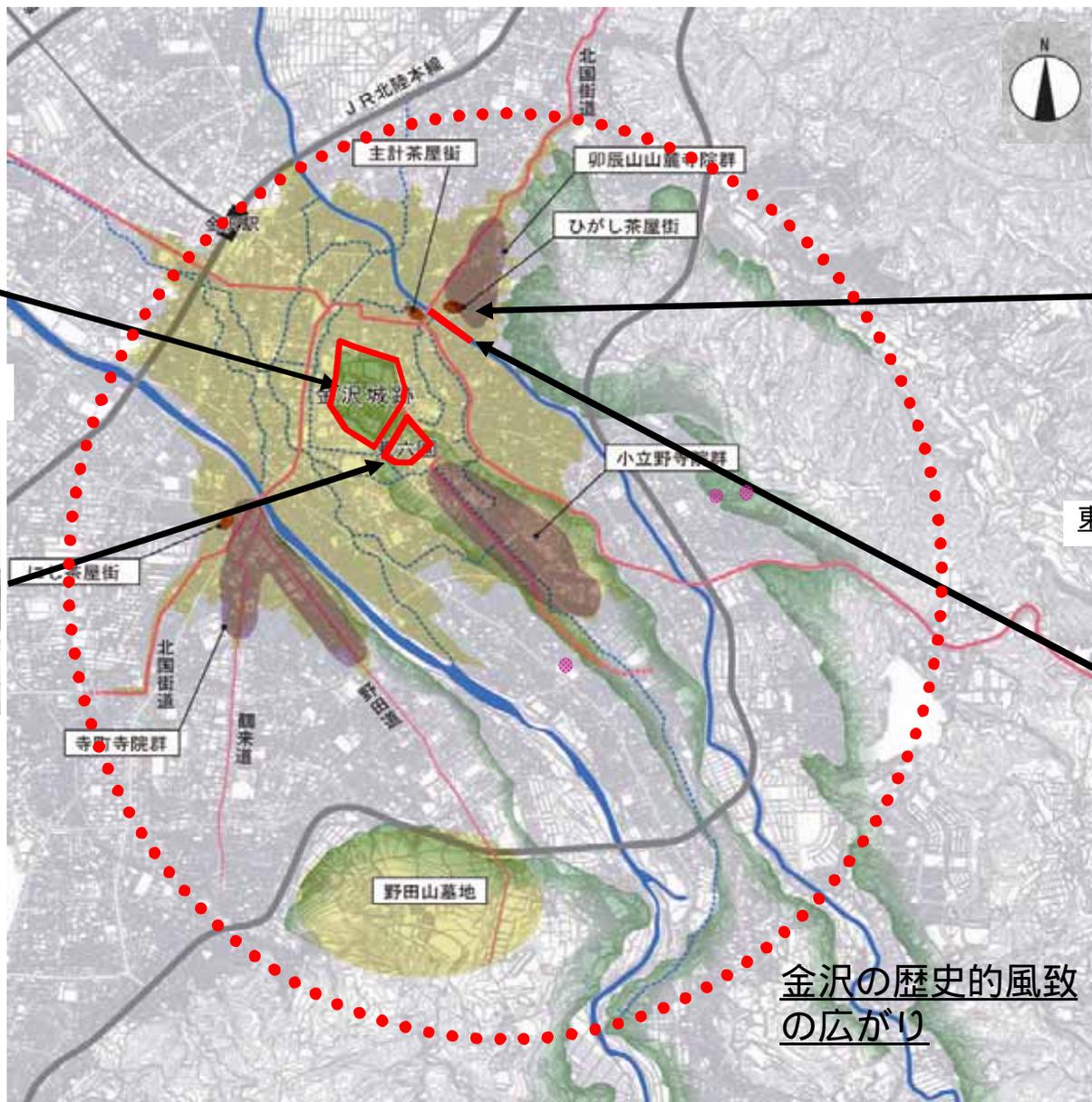
金沢市の維持向上すべき歴史的風致

<H21.1.19認定>

○金沢の歴史的風致は、その風土と歴史に根ざした都市構造を基盤とする歴史的建造物や歴史的街並みとともに人々の生活、生業として現在も営まれている伝統行事、伝統文化、工芸技術(伝統産業)が一体となって形成される良好な市街地環境です。



金沢城跡(国指定史跡)新能



東山ひがし(茶屋街) 加賀鳶



兼六園(特別名勝)雪つり



茶会(茶室)市全域に広く分布



友禅流し(浅野川)

金沢の歴史的風致
の広がり

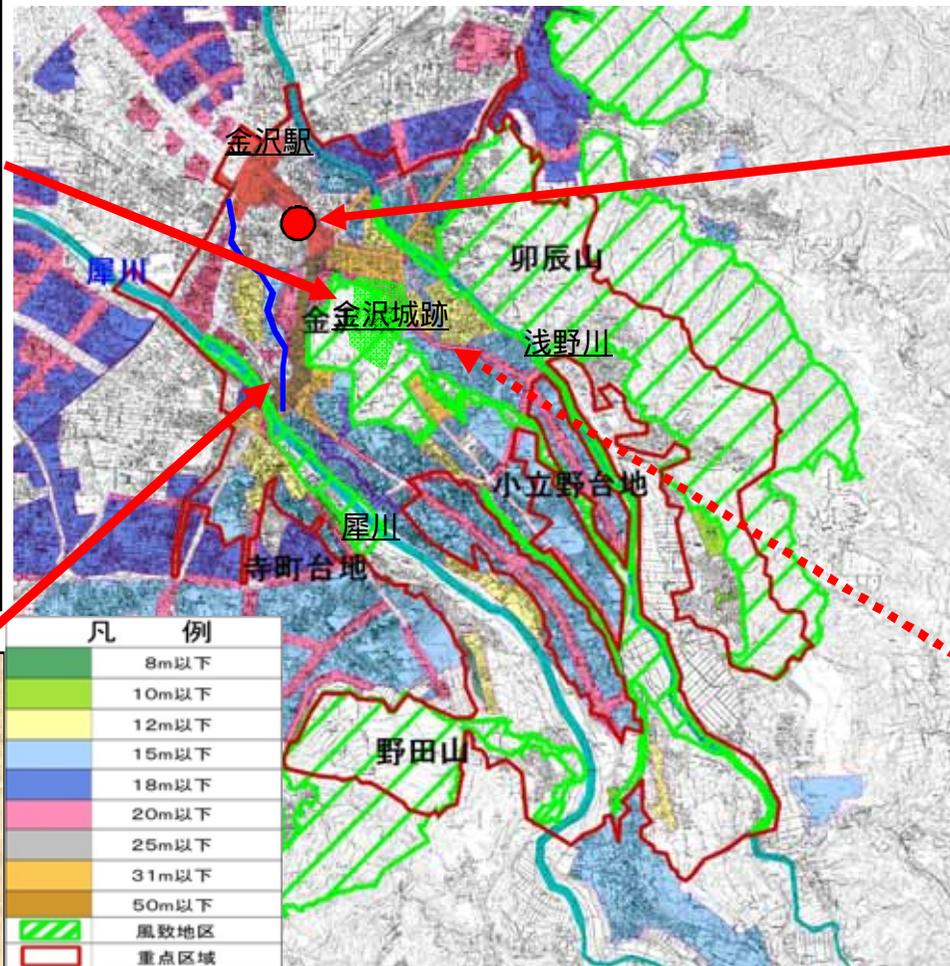
金沢市の重点区域における施策・事業概要

[金沢の重点区域図]

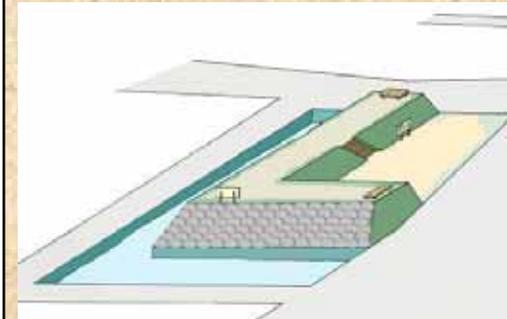
金沢城公園整備事業



「河北門」と「橋爪門（二の門）」の復元による金沢城三御門の整備し、「いもり堀」の段階復元、水堀化を行う。



西外惣構(升形)復元事業



西外惣構の要所であった升形について保存活用するために用地買収を行い、発掘調査結果をもとに復元整備を行う。

大野庄用水整備事業



既存の石積み護岸の老朽化が著しいため、歴史的遺構に配慮した改修整備をおこなうとともに、用水沿いの通路を快適に歩けるような環境づくりを行う。

加賀宝生子ども塾事業 (市全域)



市内の小中学生を対象に、金沢市指定無形文化財に指定されている加賀宝生を月2回の割合で2年間教える。

無電柱化事業



まちなみ景観の保存、向上を図るため無電柱化を行い、併せて沿道の修景を行う。

景観計画の策定・施行

- 平成21年3月に新景観条例を制定(平成21年10月施行)し、市全域を景観計画区域とした新景観計画を策定。
- 景観計画では、重点区域全域を指定区域とし、景観形成基準を定め、また、指定区域を94地区に細分化し、地区ごとの景観形成方針を設けて、歴史的風致の維持向上に向け規制・誘導を図る。

金沢市広報

特第3号 平成21年9月13日
 広報広聴課 金沢市役所(〒920-8577 広坂1-1-1)
 ☎(076)220-2033 FAX(076)220-2030
 e-mail: kouhou@city.kanazawa.lg.jp

10月1日から

新景観条例・屋外広告物等に関する条例を施行します。

～美しい景観のまちづくりをめざして～

金沢市では、今年3月に新たな景観条例となる「**金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例**」を制定しました。また、既存の「**金沢市屋外広告物等に関する条例**」へと改正しました。さらに景観法に基づく「**金沢市景観計画**」を策定しました。

市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働によって美しい景観のまちづくりを積極的に進めます。

金沢市景観計画に基づく指定区域：概略図(市全域を「景観計画区域」とします。)

● 伝統環境保存区域
 ● 伝統環境調和区域
 ● 近代的都市景観創出区域
 ● 重要広域幹線景観形成区域
 ● 景観計画区域(その他の区域)
 ● 旧城下町区域

◎ 図示のほかに、伝統環境保存区域として、旧本願寺通南本・花園地区、二保・田島地区、深溝温泉地区があります。

新たな景観の取り組み

- 市全域で地域に応じた景観誘導を進めます。まちなかだけでなく、郊外部も含めた市全域を対象として、総合的な景観形成に取り組みます。
- 景観特性を活かした方針や基準(ルール)を設けます。地域や地区の地形・歴史・土地利用等を背景とした景観特性を踏まえたきめ細かな景観形成方針や基準を定め、より魅力ある景観形成を進めます。
- 屋外広告物等に関する新たな取り組みを進めます。より景観や環境に配慮した基準に見直し、違反広告物に対する指導を強化します。

景観目標像 風格と魅力を兼ね備えた美しい世界都市・金沢

金沢の魅力ある景観はかけがえのない「市民共有の財産」です。

お願い

- 建築物・工作物に係る行為や、開発行為等を行う場合は、事前の「届出」が必要となります。
※区域ごとに対象となる行為は異なります。
- 建築物等の外観や敷地内の緑化など、様々な基準(ルール)があります。区域ごとの基準に合うよう、景観に配慮してください。

！ 屋外広告物等について
一定規模の広告物等を表示・設置する場合は、「許可」が必要となります。

まずは、お気軽にご相談ください。

基本理念

- 特色ある自然・風土を保全・活用した景観形成
- 歴史的資産を継承した景観形成
- 地域の時間と暮らしに根ざした景観形成

1 景観形成区域(伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域)
伝統的な街並みや近代的な都市景観をはじめとする金沢の魅力を活かしながら、調和のとれた景観づくりに取り組む区域

2 重要広域幹線景観形成区域
(北陸自動車道沿道・外環状道路沿道・津幡バイパス沿道)
景観上重要な広域幹線で良好な沿道景観づくりに取り組む区域
※外環状道路(海側幹線)の未整備区間は、対象範囲から除外します。

3 景観計画区域<その他の区域> (1・2を除いた市全域)

【問い合わせ先】 景観政策課
 ☎220-2364 FAX224-5046

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/>

金沢市広報(H21.9.13)

34

萩市の維持向上すべき歴史的風致 <H21.1.19認定>

○市民の生活のなかで使いこなされ、住みこなされながら生きた遺産として受け継がれている伝統行事、伝統技法、文化、思想、さらには毛利の城下町や明治維新の貴重な史跡などが一体となって形成される良好な市街地環境である。

生業に関する歴史的風致



夏みかん栽培発祥の地
でもある旧田中別邸

今に伝わる夏みかん栽培(市内全域)



祭礼に関する歴史的風致

歴史的町並みの中で行われる祭礼



萩市平安古重伝建地区
(坪井九右衛門旧宅)



天神祭(手廻り備え行列)

明治維新に関する歴史的風致



松下村塾



旧萩藩校の地に建つ明倫小学校で行われている松陰先生のこぼの朗唱

史跡松下村塾

史跡旧萩藩校明倫館

明治維新に関する建造物が 集積する旧松本村地区

平安古重要伝統的建造物群保存地区

町内に関する歴史的風致

城下町を流れる藍場川



旧湯川家屋敷



藍場川と市民生活

萩市の重点区域における施策・事業概要

萩城跡(内堀)水質浄化対策事業



水質が悪化している萩城跡内堀の水質改善を行う。

観音院観音堂修理事業



中国三十三観音霊場の一つである観音院観音堂の修理を行う。

堀内鍵曲道路整備事業



城下町 ならではの鍵曲道路をクラッシャーラン舗装から天然土による舗装に再整備。

- 重点区域
- 建築物の高さ制限区分
- 30m以内
 - 20m以内
 - 16m以内
 - 13m以内
 - 10m以内



高さ制限
 景観計画及び都市計画用途の第一種低層住居専用地域の規制により、地域の状況に応じて景観形成基準を定め、これに基づいた指導を行っている

世界文化遺産暫定一覧表記載資産の構成資産でもある国指定史跡萩反射炉等が存在し、萩城下町及び明治維新と関連の深い歴史的風致が展開する地域。今後、景観計画区域の拡充が予定される範囲。

唐樋札場跡整備事業



札場跡を発掘調査や文献調査などにより、往時の姿の復原を基本として整備する。

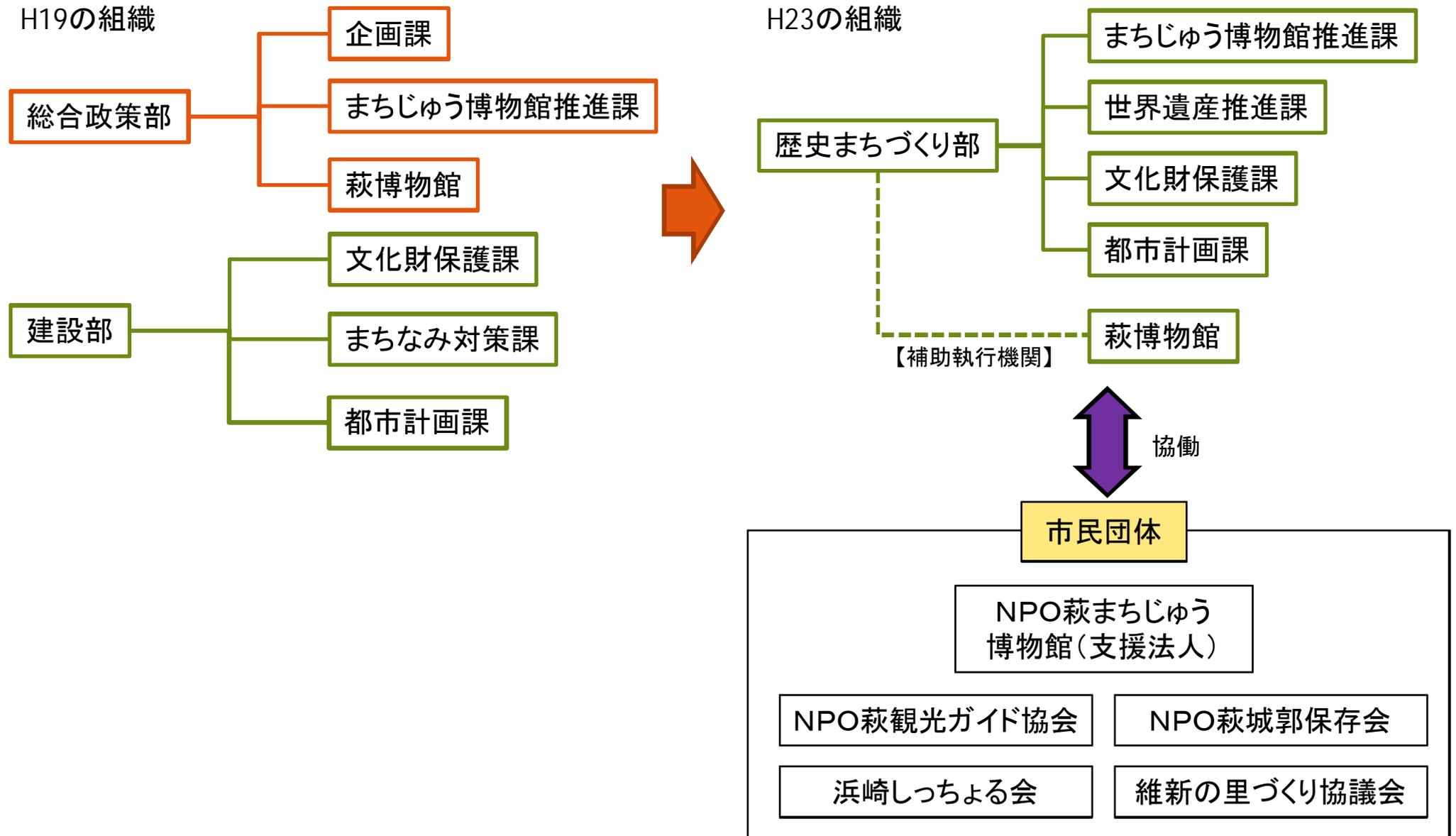
萩藩校明倫館整備事業



敷地の一部が国指定史跡になっている明倫小学校の校舎等の修理及び敷地内整備を行う。

歴史まちづくり推進体制の強化

○歴史まちづくりを積極的に推進するため、平成20年度に歴史まちづくり部を創設するとともに、平成23年度からは補助執行機関として菘博物館が加わり、体制のより一層の強化を図っている。



民間活力による文化財の保存・活用

○平成21年4月1日に歴史的風致維持向上支援法人(全国第1号)としてNPO萩まちじゅう博物館が指定され、萩ものしり博士・こどもものしり博士検定など、様々な取組を推進。



萩博物館での館内ガイド



ワンコイントラストで修理が実現した井上勝邸旧門



館内学習の対応



萩ものしり博士・こどもものしり博士検定



桜川市の維持向上すべき歴史的風致 <H21.3.11認定>

○桜川市において把握できる関連文化財群のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、及びその活動が行われる歴史上価値の高い建造物等が一体となり、良好な市街地が形成された歴史的風致が認められるのは、下記のとおりである。



(ア) 真壁の町並みと祇園祭

祭礼は山尾地区の五所駒瀧神社から城下町の真壁地区に神輿の遷座を受け、各町の安全と五穀豊穰を祈願するもので、夜には各町から山車が繰り出され、賑やかに町を彩る。

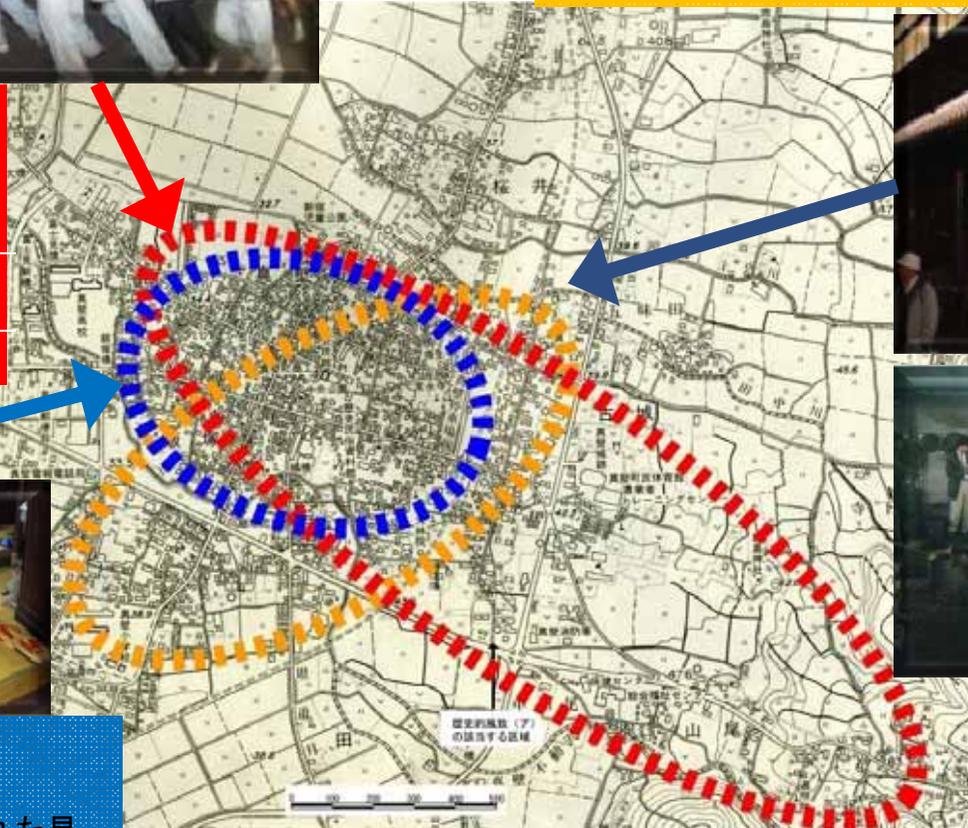


(イ) 真壁地区の商家と商い

真壁地区には、江戸期以降に建築された見世蔵等でも商いが行われている。

(ウ) 伝統的な産業と町

伝統的な工法により梵鐘が製造され、完成時に聞こえる鐘の音や鑄込みの時に聞こえる読経は、この地区ならではの雰囲気醸し出している。



桜川市の重点区域における施策・事業の特徴

重要伝統的建造物群保存地区周辺の個人所有の登録有形文化財を歴史的風致形成建造物に指定し、外観等に関する修理を支援。

平成21年3月11日

歴史的風致維持向上計画認定

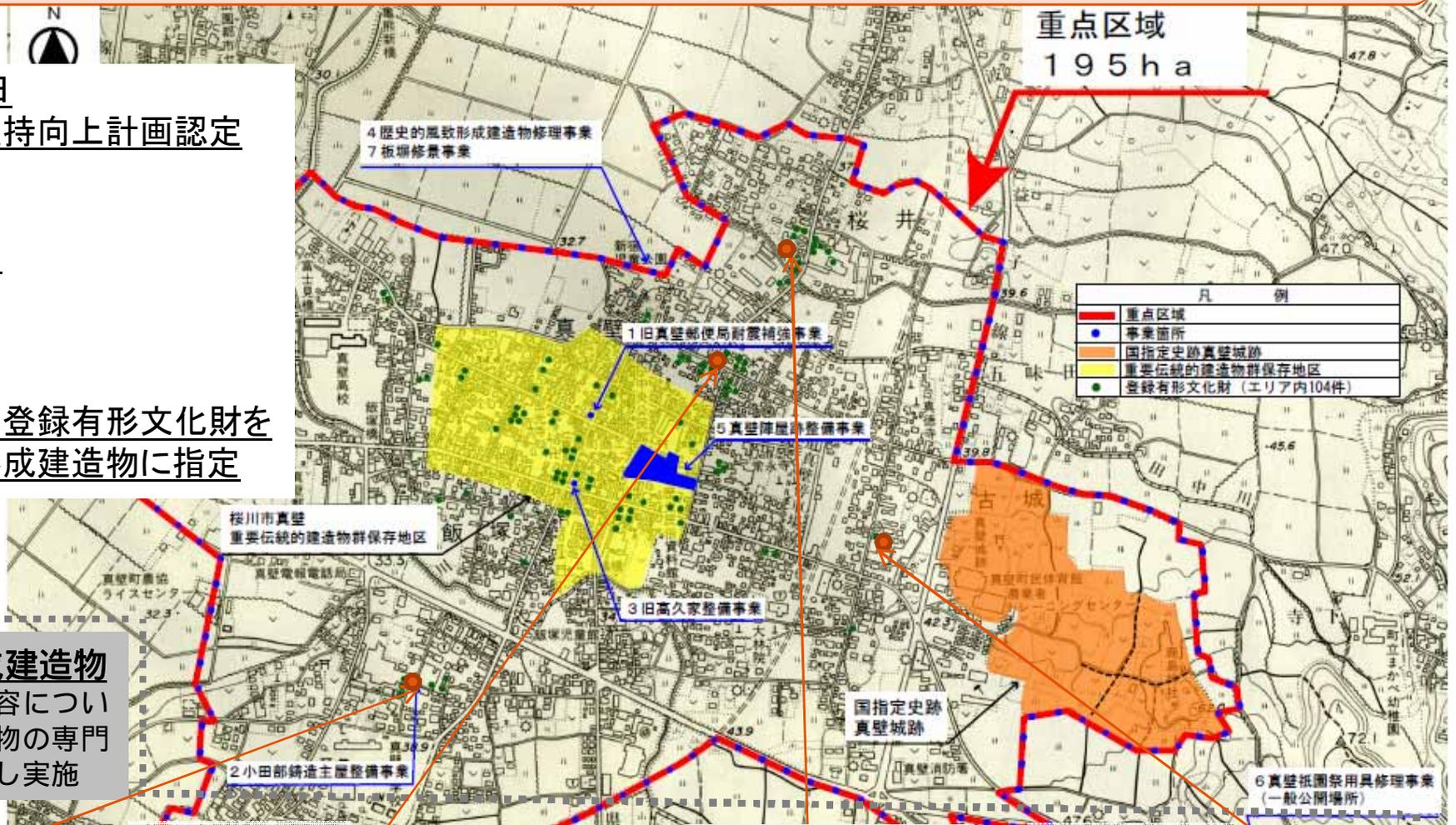
平成22年6月

重伝建国選定

震災後

平成23年9月

重伝建周辺の登録有形文化財を歴史的風致形成建造物に指定



歴史的風致形成建造物

各建造物の整備内容については、歴史的建造物の専門家と文化庁に確認し実施

登録有形文化財
小田部鍛造主屋



登録有形文化財
橋本旅館店舗



登録有形文化財
谷口家住宅 門



登録有形文化財
鈴木醸造



※指定候補

○城下町の風情を今に伝える武家屋敷や、明治期の養蚕農家建造物群が残る小幡の町並みの中を流れ、住民の生活に溶け込んでいる雄川堰、その町並みを舞台として今なお受け継がれている伝統行事や民俗行事、さらに地理的条件を上手く活用して展開されている産業が一体となって甘楽町の歴史的風致を形成している。



人々の生活に溶け込む「雄川堰」



小幡城下の歴史的町並みの中を流れ、藩政時代以来、住民により大切に管理されてきた雄川堰



- 雄川堰とそれまつわる歴史的風致
- 小幡八幡宮例大祭に見る歴史的風致
- こんにやくの生産に関わる歴史的風致
- ちいじがき集落における歴史的風致
- 瓦製造に関わる歴史的風致

伝統産業としての瓦製造



江戸末期に始まった「福島瓦」の生産と、瓦職人の守り神「笹森稻荷神社」の祭礼

斜面農地を支える“ちいじがき”の集落



「ちいじがき」と呼ばれる石積みが独特の景観を成し、農業に関わる伝統行事が継承されている那須集落

小幡八幡宮例大祭



藩政時代からの伝統が受け継がれている小幡八幡宮例大祭

小幡城下を取り囲む「こんにやく畑」



藩政時代から受け継がれ、小幡城下の町並みを取り囲むこんにやく畑の風景

甘楽町の都市再生整備計画事業の活用事例

歴史的風致維持向上計画の重点区域に都市再生整備計画区域を設定し、都市再生整備計画事業を活用。

公園の整備事業

○小幡公園整備



一級河川雄川沿いの公園整備。

地域交流センターの整備事業

○ふるさと伝承館整備



民俗芸能等を学習、伝承する場、地域住民と来訪者との交流する場を備えた施設を整備

水路の整備事業

○雄川堰（小堰）整備事業



小幡のまちに網目状に張り巡らされている雄川堰（小堰）の石積改修



建造物の保存・修理事業

○高橋氏屋敷保存・修理事業



武家の屋敷構えを良好に残す高橋氏の屋敷の保存修理および耐震改修
旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷（町指定史跡）

名勝楽山園周辺の整備事業

○名勝楽山園周辺整備事業



名勝楽山園に隣接した土地を購入し、名勝楽山園と一体整備

道路の整備事業

○楽山園周辺道路整備

歴史的建造物が数多く残る町家地区、名勝楽山園に通じる中小路等の県道、町道における照明整備、無電柱化等の整備



○久保、下夕町線整備事業

名勝楽山園と小幡公園を結ぶ道路の整備

町家地区の雄川堰沿いの道路

【提案事業】

- 歴史まちづくり（歴史・歴史・景観）講習会：町の文化財や歴史等に関する講習会を開催
- 地域コミュニティ組織づくり事業：行事やイベント等の実行委員会を組織化 等

白河市の維持向上すべき歴史的風致 <H23.2.23認定>

○白河市は、近世初頭に白河藩の政治経済の中心地として小峰城とその城下町が整備され、周辺の地域とともに今日まで発展してきました。史跡小峰城跡やその旧城下町には、歴史的街路や町並み、歴史的建造物が集積し、往時の面影を伝えています。そして、そこには白河提灯まつり、白河だるま市などの伝統行事、酒造業を中心とする伝統産業、史跡及び名勝南湖公園の花見などの行楽が受け継がれ、歴史的建造物と一体となって、良好な歴史的風致が形成されています。また、奥州街道・会津街道などの歴史的街道が市全域を通り、その沿道には宿場町の景観とともに伝統行事や、太鼓芸に特徴を持つ天道念仏などの年中行事も継承され、良好な歴史的風致が引き継がれています。

白河提灯まつりにみる歴史的風致

350年の伝統を持つ鹿嶋神社祭礼の「白河提灯まつり」の神輿渡御と山車の練り歩きは、現在も町の人々に継承されている。



神社神輿の提灯行列



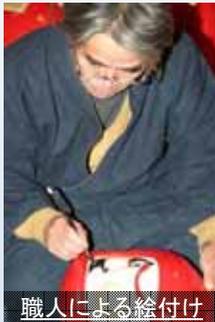
総町渡御

白河だるまと白河だるま市にみる歴史的風致

江戸時代から続く白河だるまの製作と毎年2月11日に開催される伝統的な市神様「だるま市」は、旧奥州街道沿いで行われ、現在に引き継がれている。



白河だるま市



職人による絵付け

酒造業にみる醸造業の歴史的風致

酒造・味噌・醤油等の醸造業の江戸時代以来の伝統産業の人々の活動は、店・蔵構え等も一体となって歴史的風致を形成している。



伝統の酒造り

- ① 白河提灯まつり
- ② 白河だるまと白河だるま市
- ③ 酒造業にみる醸造業
- ④ 南湖公園の行楽
- ⑤ 街道集落
- ⑥ 天道念仏と太鼓芸にみる民俗行事



南湖公園の行楽の歴史的風致



南湖公園でのボート遊び

200年前に白河藩主松平定信によって開設された南湖公園における花見・舟遊び等の行楽は、現在も市民等に引き継がれている。

街道集落にみる歴史的風致

古代に白河関が設置されたように、白河は奥州の関門として政治・軍事的に要衝の地であった。江戸時代にも奥州街道をはじめ様々な歴史的街道が市域を通っており、その沿道集落において様々な伝統行事が継承されている。



釜子盆踊り



会津街道沿い飯土用地区

天道念仏と太鼓芸にみる民俗行事の歴史的風致

福島県の南部には「天道念仏」という太鼓を打ち鳴らす念仏踊りが継承されている。現在でも市域の各地に広く伝承されており、牛頭天王祭などとも融合し、それぞれの地域の趣を醸し出している。



河東田牛頭天王祭

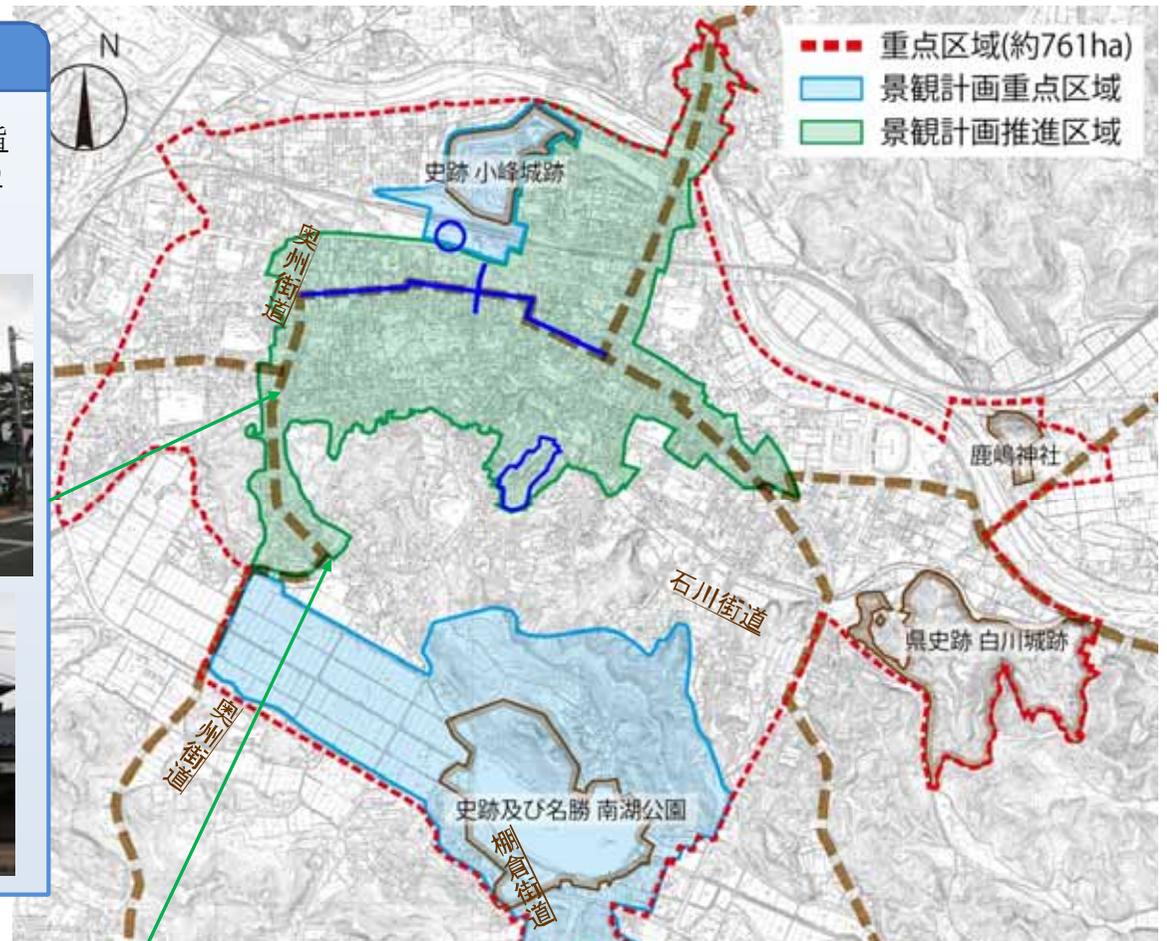


関辺のさんじもさ踊

白河市の街なみ環境整備事業の活用事例

歴史的風致形成建造物保存修景整備

拠点となる蔵等の歴史的建造物について歴史的風致形成建造物に指定し、修理・修景整備支援を行う。歴史的風致維持向上支援法人「NPOしらかわ建築サポートセンター」と連携して実施

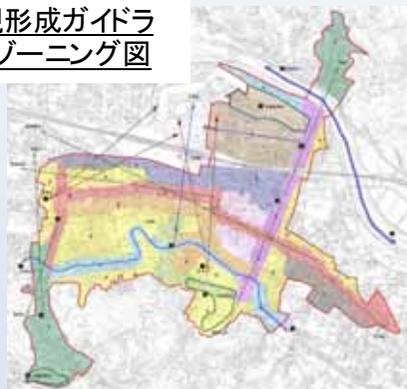


歴史的まちなみの修景整備

城下町の歴史的風致を保全するため、景観計画に基づき景観形成ガイドラインを策定し、これに基づく修景等に対する支援を行う。歴史的風致維持向上支援法人「NPOしらかわ建築サポートセンター」と連携して実施。



景観形成ガイドラインゾーニング図



白河歴史教科書作成事業（効果促進事業）

白河の歴史と伝統に対する正しい理解と郷土愛の醸成を図るため、歴史教科書の作成を行う。

伝統的技術伝承事業（効果促進事業）

石材加工技術



蔵修復（漆喰）技術

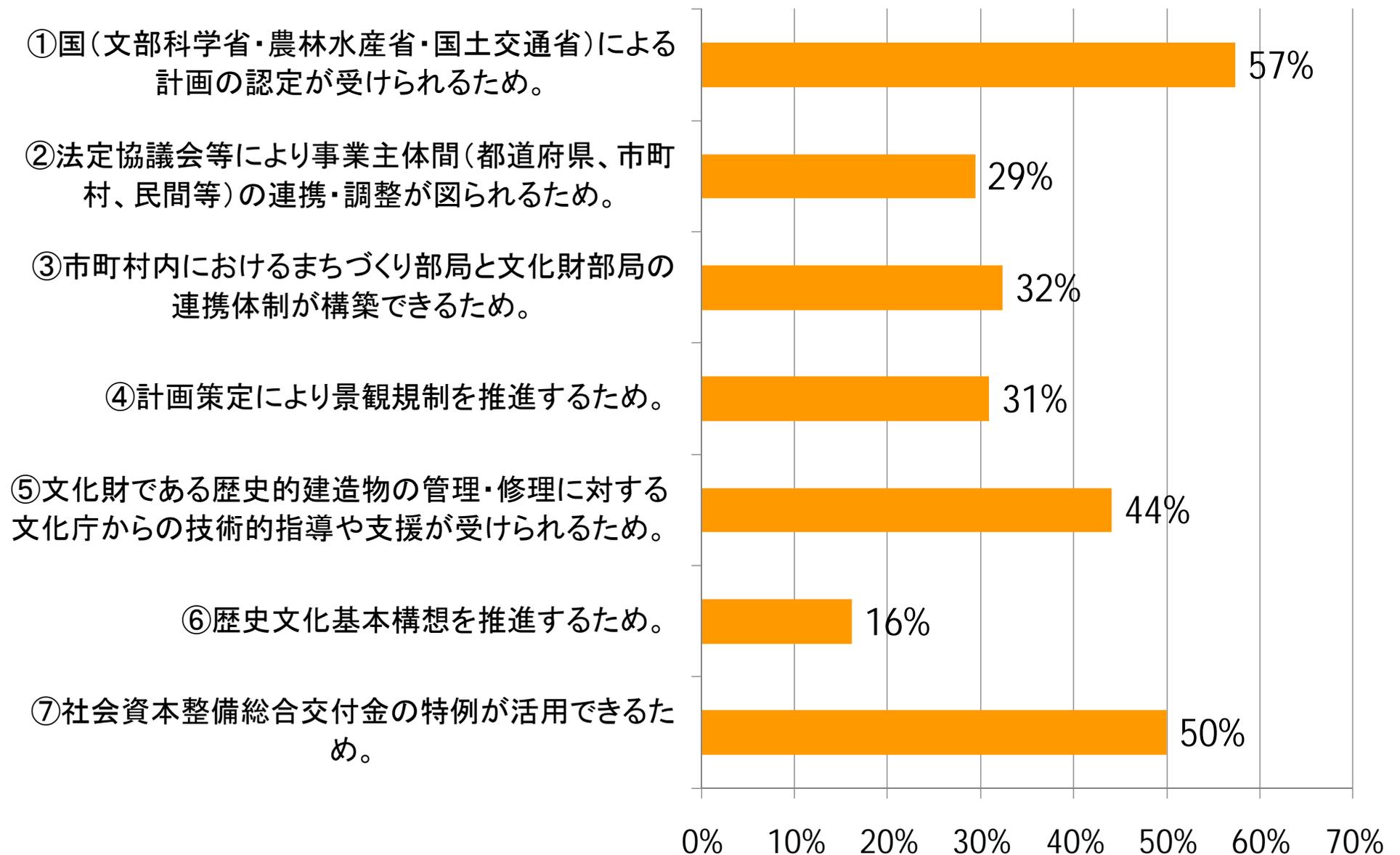


石材加工、蔵修復（漆喰）等の伝統技術の後継者育成に対する見習い期間等の雇用に要する費用の一部について支援。

6 . 歴史まちづくりの最近の動き

歴史的風致維持向上計画の認定意向等 (H24.4)

認定希望理由 (複数回答可)



平成24年度 歴史的風致維持向上推進等調査の概要

町家等の歴史的建造物の滅失を防ぎ、歴史的まち並みを保全・活用するため、民間資金の活用や空家・空地の発生等による景観悪化への対策、歴史的建造物保存の専門家組織の育成といった、地方都市の歴史的なまち並み形成において隘路となっている共通課題等に対応する調査により対策を実証し、歴史的風致の維持向上を推進する。

公募

歴史まちづくりにおける資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組を公募

共通課題

民間資金の導入による町家等歴史的建造物の修理・活用等の促進

広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成

その他共通課題

左に記載されたもの以外の良好な景観や歴史的まち並みの形成における資金面、人材面、制度面等の共通課題

選定

有識者によって構成される評価委員会により優れた提案を選定

実施

選定された取組を国と地方公共団体、民間等の連携により実施

○実証的な検討に基づくノウハウの確立

○新たな仕組みの導入効果を検証

○人材の育成と技術の向上

○専門家組織の広域的な連携

成果の取りまとめと活用

成果について全国で共有することにより歴史まちづくりに取り組む市町村等を支援

平成24年度 歴史的風致維持向上推進等調査に関する提案の選定結果

応募 29件

選定 15件

選定団体	所在地	提案名
特定非営利活動法人 歴史文化研究所	北海道小樽市	～小樽の歴史的建造物で暮らす新たなライフスタイルのための～「小樽居住のすすめ」に関する物件調査 Otaru Home Vision for Your Life-style 略称:OHVYL(オービル)
特定非営利活動法人 しらかわ建築サポートセンター	福島県白河市	地域で循環する歴史的建造物の修理システムの構築
社団法人茨城県建築士会	茨城県水戸市	いばらき地域文化財専門技術者育成研修2012
甘楽町	群馬県甘楽町	地域ぐるみでの歴史的水路(雄川堰)の保全・活用手法に関する調査
小田原市	神奈川県小田原市	地域主体による歴史的建造物の管理・運営方式の確立に向けた取組み
金沢市	石川県金沢市	民間資金導入による金澤町家流通スキームの調査研究
公益社団法人 静岡県建築士会	静岡県静岡市	県民と協働する歴史まちづくりの専門家育成
藤川地区景観まちづくりファンド推進協議体	愛知県岡崎市	地域資産を活用する持続可能なまちづくりファンドの新たな仕組みづくりに関する調査
高島市美しい里の景観保全・活用協議会	滋賀県高島市	美しい”里の景観”の持続的保全に向けた”里ビジネス”成立可能性調査
京都市	京都府京都市	京町家活用・承継プロジェクト調査
貝塚寺内町と紀州街道のまちづくり協議会	大阪府貝塚市	信託受益権小口化による町家維持管理のための資金調達システムの課題検証
龍野地区まちづくり協議会	兵庫県たつの市	龍野町家再生プロジェクト、伝統的建造物活用施策。
大和・町家バンクネットワーク協議会	奈良県奈良市	期間限定サブリースによる新たな町家利活用の推進調査
社団法人熊本県建築士会	熊本県熊本市	九州ブロックの災害時における歴史的建造物の被災調査・復旧のための支援ネットワークの構築
南さつま市	鹿児島県南さつま市	歴史的風致を有する麓集落である鹿児島県南さつま市加世田地区における住まい手及びつくり手双方向からの文化資源マネジメント組織の育成